

県内事業者緊急支援金に関するお知らせ

令和3年5月9日に発令された新型コロナウイルス感染症に関する県独自の緊急事態宣言により影響を受けた事業者に対し、下記のとおり支援金を支給します。

支援金額・回数

1事業者あたり10万円 ※支給回数は1回です。

申請にあたっては、必ず申請要領で詳細を確認してください。

※書類の不備や記載漏れなどがあった場合支援金の支給が通常よりも遅れる場合があります。

対象者

1 所在地等要件

令和3年4月30日までに開業し、宮崎県内に本店・主たる事業所があること（法人の場合、本店であること）

2 規模要件

中小企業基本法に定める中小企業者であること

3 売上要件

令和3年5月の売上が令和2年または令和元年5月の売上と比べて50%以下であること

※令和2年5月2日以降の新規開業者は特例計算あり

4 欠格要件

以下(1)～(4)のいずれかに該当する場合は支給は受けられません。

(1) 県独自の緊急事態宣言期間中（令和3年5月）に出された飲食店の時間短縮要請に関する協力金を受給した者

(2) 国、法人税法別表第1に規定する公共法人

(3) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体

(4) 暴力団、暴力団員等反社会勢力又は反社会勢力と関係を有する者

申請書類

1 県内事業者緊急支援金申請書（様式第1号）

2 県内事業者緊急支援金請求書（様式第2号）

3 確定申告書の写し

4 売上高が分かる帳簿の写し

5 本人確認書類（個人事業者のみ）

6 支援金振込先口座情報がわかるもの

※令和2年5月2日以降の新規開業者の場合は、別途書類（県内事業者緊急支援金新規開業特例計算書（様式第3号）、税務署提出の開業届の写し等）が必要になります。

受付期間・提出先

受付期間：令和3年7月8日(木)～令和3年10月8日(金)（消印有効）

※確定申告に記載した住所地を管轄する商工会議所又は商工会に郵送で御提出ください。

問い合わせ

県内事業者緊急支援金コールセンター 電話0570-666-356

7月1日（木）開設 平日午前9時から午後5時まで

※申請書類の提出先とは異なりますので御注意ください。

※申請要領等は県庁ホームページからダウンロードできるほか、県庁本館1階県民室、各地の総合庁舎にある県政相談室での配付、コールセンターからの郵送も行います。

ホームページ:宮崎県新型コロナウイルス感染症対策特設サイト→事業者の皆さま→県内事業者緊急支援金